

平成29年度(2017年)安全衛生管理計画

株式会社鈴木東建安全衛生委員会

* 基本方針

・人命尊重の理念に基づき、一人ひとりが「安全五原則」に則っとり、実践し、労働災害を根絶する。

「安全五原則」

- | | | |
|-----------------|---|-----------------------------------|
| ・安全はすべてに優先する | → | [安全の確保が全てに優先] |
| ・危険な作業はしない、させない | → | [急がば回れ] |
| ・災害要因の先取り | → | [安全を確認、不安全要素改善してから作業開始] |
| ・ルールを守る | → | [ルールを守り初めて安全が保障される] |
| ・自ら努力する | → | [自分は何をすべきか、どのようにすべきかを
自覚し行動する] |

* 目標

- ・労働災害ゼロ達成
- ・健康診断による有所見者の二次検査の完全実施
- ・交通事故の撲滅、飲酒運転の根絶

* スローガン

安全なくして社業の発展なし、全員参加の安全衛生活動実施

* 災害防止重点事項

1. 三大災害(墜落・転落災害、建設機械・クレーン等災害、倒壊・崩壊災害)の絶滅
2. 不安全行動による災害防止対策の徹底
3. 交通労働災害防止対策の徹底
4. 業務上疾病の防止と健康管理の徹底

*** 安全衛生管理の重点施策**

本社

1. 安全衛生管理体制の強化
2. 安全衛生教育の推進
3. リスクアセスメント活動の確実な実施とリスク低減措置内容の充実
4. 業務上疾病の防止と健康管理の徹底

作業所

1. 作業打合せの充実
2. 法の順守
3. 施工計画書(作業計画書を含む)作成の徹底
4. リスクアセスメント活動の活性化
5. 作業開始前の点検、確認の励行
6. 保護具の完全装着、使用の徹底
7. 整理、整頓、清掃、清潔、躰、整備の定着化
8. 公衆災害の防止
9. 業務上疾病の防止と健康管理の徹底

月別の具体的実施計画は別紙のとおりである。

安全衛生管理の重点施策の留意点

本 社

1. 安全衛生管理体制の強化

- (1) 年度安全衛生管理計画を作成すること。
- (2) 毎月、最終週金曜日に安全衛生委員会を定期開催すること。
- (3) 災害・事故防止等に関する「技術管理会議」を充実すること。
- (4) 現場安全パトロールを毎月1回以上完全実施し、技術・安全面の指示・指導並びに品質・諸問題等について監視すること。(協力会社のパトロール同行実施)

2. 安全衛生教育の推進

- (1) 安全衛生講習会への参加
- (2) 資格の取得
- (3) 安全衛生勉強会の実施(年2回:6・11月実施予定—安全意識の向上・安衛法等、また、安全だより、安全パトロール、部会等を利用して実施する)
- (4) 新人教育の徹底、知らない(無知)、経験していない(未経験)、慣れていない(不慣れ)による重篤な災害発生-ヒューマンエラー対策の実施

3. リスクアセスメント活動の確実な実施とリスク低減措置内容の充実

- (1) リスクアセスメント見積表を作成する。
- (2) 作業工程に基づき予想される災害を抽出する。(1次評価—店社のデータベース)
- (3) リスク低減措置を抽出する。
- (4) 上記活動(1・2・3)は施工計画書(作業計画書を含む)の作成時におけるRAの実施とする。
- (5) リスクアセスメントの結果の作業手順、工程打ち合せへの反映と実施の確認
- (6) 北電・北海電工関連業務においては、「・・・かもしれない」運動の充実を図る。

4. 業務上疾病の防止と健康管理の徹底

- (1) 石綿障害予防対策、一酸化炭素中毒及び酸素欠乏・硫化水素危険作業防止対策の実施
- (2) 腰痛予防対策、振動障害予防対策の実施
- (3) 職員の健康管理状態の把握と適正な配置並びに心身両面にわたる健康づくりの実施
- (4) 過重労働等による健康障害の防止のため、医師による面接指導等の実施

作業所

1. 作業打合せの充実

- (1) 全職長を集め、毎日定時刻に開催すること。
- (2) 打合せ会議において職長に、現場全体の作業の流れを理解させること。
- (3) 作業内容及び安全作業の指示は、具体的で理解しやすい表現とすること。
- (4) 高所作業などの危険又は有害な作業については、全建統一様式第12号の作業指示書を活用すること。
- (5) 短期間に行われる、特に危険又は有害な作業については、作業手順書、作業手順図等を作成して打合せを行い、記録を保存すること。
- (6) 作業内容を変更するときは、必ず元請の承認を受けさせること。
- (7) エレベーター、足場等の共用機械・設備の使用調整をすること。
- (8) 混在作業の調整、危険箇所の周知を図ること。
- (9) 移動式クレーン等の作業計画書は会社指定の書式により、作業ごとに作成し、調整すること。

2. 法の順守

ISO9001:2008, ISO14001:2004の認証登録に伴う法規制及びその他の要求事項の順守の徹底（尚、2017/7/10よりISO9001・14001は2015の運用開始となる）

- (1) ISO9001:2008 (ISO9001:2015-リーダーシップ、運用)
 - ・5.1 経営者のコミットメント
 - ・7.1 製品実現の計画
 - ・7.2.1 製品に関連する要求事項の明確化
 - ・7.3.2 設計・開発へのインプット

- (2) ISO14001:2004 (ISO14001:2015-リーダーシップ、計画、パフォーマンス評価)
 - ・4.2 環境方針
 - ・4.3.2 法的及びその他の要求事項の明確化
 - ・4.3.3 目的・目標及び実施計画
 - ・4.5.2 順守評価
 - ・4.6 マネジメントレビュー

3. 施工計画書(作業計画書を含む)作成の徹底

作業計画、組立図等を必要とする作業の一覧表

作業計画を必要とする作業

1. 車両系荷役運搬機械等を用いて行う作業(安衛則151の3)
2. 車両系建設機械を用いて行う作業(安衛則155)
3. 高所作業車を用いて行う作業(安衛則194の5)
4. 建築物等の鉄骨の組立等の作業(安衛則517の2)
5. 鋼橋架設等の作業(安衛則517の6)
6. コンクリート造の工作物の解体等の作業(安衛則517の14)
7. コンクリート橋架設等の作業(安衛則517の20)

作業の方法等の決定を必要とする作業

移動式クレーンを用いて行う作業(クレーン則66の2)

組立図を必要とする作業

1. 型枠支保工の組立(安衛則240)
2. 土止め支保工の組立(安衛則370)
3. 作業構台の組立(安衛則575の5)

4. リスクアセスメント活動の活性化

- (1) 会社指定のKYシート(リスクアセスメントを含む)により、作業開始前に必ず実施させること。
- (2) 全作業員が参加するよう指導すること。
- (3) 足元注意、手元注意ではなく、具体的な対策を申し合わせさせること。
- (4) 安全作業指示とKY活動が一致するよう、指導が必要であること。
- (5) 日報の採点、コメント等により、KY・RA活動の向上を図ること。
- (6) 新規入場者については、教育とあわせ特別の配慮が必要であること。
- (7) 協力会社の「送り出し教育」においてリスクアセスメントを実施させること。
- (8) 本社におけるリスクアセスメントの抽出、排除・低減対策を参考にすると共に当該作業所のRAを実施すること。
- (9) KYシートは、環境マネジメントシステム(EMS)の帳票として使用できるものとする。

5. 作業開始前の点検、確認の励行

- (1) 使用開始前点検が必要な機械・設備について、点検表により点検をさせ、確認すること。
- (2) 始業点検の結果、異常を認めるときは、直ちに補修させること。
- (3) 作業開始前に、足場・開口部はじめ作業環境の点検、確認を行わせること。
- (4) 作業環境の点検の結果、改善を要するものは現場事務所に届け出させること。
- (5) 作業開始前に、保護具、服装、健康状態の点検、確認を行わせること。

6. 安全帯の完全装着、使用の徹底

- (1) 朝礼、作業打合せ、作業巡視等あらゆる機会を利用し、繰り返し指導すること。
- (2) 安全帯の使用状況を作業中、職長・作業主任者に監視させること。
- (3) 安全帯を装着しない作業員は、現場に入場させないこと。
- (4) 安全帯を取りつける親綱等を設置すること。
- (5) 安全帯の定期点検、作業前点検を実施させること。
- (6) 安全帯使用箇所には、その旨表示をすること。

7. 整理、整頓、清掃、清潔、躰の定着化に加え「整備」を追加する

- (1) 「整理とは不要なものを現場から撤去することである。」という考えを作業員に徹底すること。
- (2) 足場上・開口部等の資機材は、つまずき、飛来落下の原因となるので、優先的に処理させること。
- (3) 毎日の作業終了時には、必ず整理整頓を行わせること。
- (4) 毎週一斉清掃日を設けて、整理整頓を行わせること。
- (5) 「整備」とは環境・体調・感情・服装・態度が該当する。

環境: 作業環境を整える(機械・電気設備・安全設備・資材等)

体調: 暴飲暴食・睡眠不足を慎む、自己管理の徹底

感情: 常に「平常心」で作業する

服装: 服装・保護具(メガネ・マスク・安全帯等)を整える

態度: 作業に集中する。初心を忘れず謙虚な気持ちを維持する。挨拶をする。

また、間違ったりした場合は「ごめんなさい」と声に出す事。

8. 公衆災害の防止

- (1) 現場付近は、工事関係者以外の者が安全に通行できるように誘導者等を配置し、仮囲い、養生シート囲い、柵、朝顔等を設けると共に、常に通路面を清掃、整備する。
- (2) 工事着工に際しては、地下埋設物の破損による事故を防止する為、発注者、埋設物管理者等と常に連絡調整を図り、万全の措置を講じる。
- (3) 著しい騒音、振動、水質汚濁等を発生する有害な作業では、必要な測定を行い、その結果によって使用する機械の変更、工法の改善等の措置を講じる。
- (4) 北風等の突風による資材等の飛散防止対策を徹底する。
- (5) 工事施工敷地内は、工事関係者以外の者の立入禁止の措置を講じる。
- (6) 各種標識を掲示して、公衆の協力を要請する。
- (7) 社旗・安全旗の設置方法は、
並列に設置する時は「安全旗」は常にゲート側、「社旗」は安全旗の隣に設置する。
1本のポールに安全旗・社旗を設置する場合は上に「安全旗」、下に「社旗」とする。
室内に設置するときは、客席から見て向かって左側に「社旗」、右側に「安全旗」とする。

9. 業務上疾病の防止と健康管理の徹底

- (1) 化学物質による健康障害の防止対策
 - ・有機溶剤による中毒予防の規制
 - ・特定化学物質による障害予防の規制（RAの実施とSDSの備え）
 - ・一酸化炭素中毒の予防
 - ・労働衛生教育、衛生管理体制

- (2) 酸素欠乏症等の防止対策

- (3) 騒音障害の防止対策

- (4) 振動障害の防止対策

- (5) 職場における腰痛予防対策

- (6) 熱中症の予防対策

- (7) 労働衛生保護具の使用徹底

上記事項について予防対策を講じ災害防止に努める。